

第百三十六回国会 衆議院 運輸委員會 議 録 第 六 号

平成八年四月五日(金曜日)

午後零時五十分開議

出席委員

委員長 辻 一彦君

理事 武部 勤君

理事 村田 吉隆君

理事 古賀 敬章君

理事 赤松 広隆君

高村 正彦君

橋 康太郎君

堀内 光雄君

横内 正明君

工藤堅太郎君

柴野たいぞう君

米田 建三君

左近 正男君

出席國務大臣

運輸 大臣 龜井 善之君

出席政府委員

運輸省航空局長 黒野 匡彦君

運輸省航空局技 術部長 北田 彰良君

委員外の出席者

運輸委員會調査 室長 小立 諦君

委員の異動

四月五日

辞任

東 順治君

志位 和夫君

同日

辞任

弘友 和夫君

同日

補欠選任

寺前 巖君

同日

補欠選任

東 順治君

同日

理事高見裕一君二月二十三日委員辞任につき、その補欠として高見裕一君が理事に当選した。

四月四日

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

は本委員会に付託された。

四月五日

信越線存続に関する請願(佐藤守良君紹介)(第二四号)

は委員会の許可を得て取り下げられた。

三月二十九日

航空運賃の実質大幅値上げ再検討に関する陳情書(北海道函館市東雲町四の一三函館市議会内福島恭二)(第一六二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

信越線存続に関する請願(佐藤守良君紹介)(第二四号)の取下げの件

○辻委員長 これより会議を開きます。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。この際、その補欠選任を行いたいと存じますが、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認めます。

それで、理事に高見裕一君を指名いたします。

○辻委員長 次に、請願取り下げの件についてお諮りいたします。

本委員会に付託になっております信越線存続に関する請願第二四号につきまして、去る三月七日、紹介議員佐藤守良君から取り下げの願いが提出されております。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○辻委員長 次に、内閣提出、関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案、新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案及び航空法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。亀井運輸大臣。

○亀井國務大臣 ただいま議題となりました関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案、新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案及び航空法の一部を改正する法律案、以上三件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

初めに、関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

関西国際空港につきましては、一昨年の平成六年九月に滑走路一本で開港して以来、国際線、国内線とも順調に乗り入れ便数が増加してきているところであります。今後の航空輸送需要に適切に対応した国際ハブ空港の整備を図る等の観点から、二本目の滑走路等を整備する二期事業を緊急に実施する必要性が生じております。

しかしながら、二期事業は、一期事業より沖合の水深の深い海域を埋め立てることになり、空港用地造成費が極めて多額になること等から、一期開港後間もない現在、関西国際空港株式会社新たな空港施設の整備に加えて、多額の資本負担を伴う空港用地造成をみずから行うことは困難な状況にあります。

このような状況を踏まえ、二期事業については、関西国際空港株式会社すべての施設を整備する現行方式ではなく、資本負担の大きい空港用地の造成については、運輸大臣が指定する者が行うという上下主体分離方式によることを法律上位置づけ、これにより二期事業の推進を図るため、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、関西国際空港の設置及び管理のうち、運輸大臣が航空輸送需要に対応するために緊急に行う必要があると認めるものに係る空港用地は、運輸大臣が指定する者が造成を行い、関西国際空港株式会社貸し付け、貸し付けの終了後関西国際空港株式会社譲渡することとしております。

○辻委員長 これより会議を開きます。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。この際、その補欠選任を行いたいと存じますが、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認めます。

第二に、運輸大臣が指定する者について、一定の指定要件を定めるとともに、所要の監督措置を定めることとしております。

次に、新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

新東京国際空港は、より一層増大する国際航空需要に対応するため、平行滑走路等の整備が必要であり、未買収地問題を初めとする成田空港問題の解決が喫緊の課題となっておりますが、この問題につきましては、平成六年十月に終結した成田空港問題円卓会議において、空港の整備を話し合ひで進めていくことが合意されました。今後は、この合意を踏まえ、これまでの空港づくりの反省の上に立って誠意を持った話し合いを行うことにより、用地の取得、騒音移転の問題等の解決に全力を尽くすとともに、地域と共生できる空港の整備に積極的に取り組むこととしております。また、昨年二月に閣議決定されました「特殊法人の整理合理化について」におきまして、事務の効率化を図るため、平成八年度に新東京国際空港公団の本社機能を新東京国際空港内に移転することとされております。

このような状況から、今後、より積極的に空港と地域との共生を図るとともに、特殊法人の整理合理化、さらに東京一極集中の是正を進めるため、新東京国際空港公団の主たる事務所を東京都から千葉県成田市に移転することが強く求められているところであります。

また、特殊法人につきましては、その経営の活性化を図るため役員の任期を短縮するとともに、財務内容を国民に広く公開する観点から所要の措置を講ずることが要請されているところであります。

このような趣旨から、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、新東京国際空港公団の主たる事務所の所在地を東京都から千葉県に変更することとしております。

第二に、新東京国際空港公団の理事及び監事の任期を四年から二年に変更することとしております。

第三に、新東京国際空港公団の財務内容につき、附属明細書、事業報告書及び決算報告書を公団の事務所に備え置くことを義務づけることとしております。

最後に、航空法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が国の航空機検査制度は、昭和二十七年の航空法制定時におきまして、国が個々の航空機を直接に検査することを基本とした制度として定められ、それ以来基本的な仕組みは変更されずに現在に至っているところであります。この間、民間事業者の能力の向上、登録航空機数の大幅な増加、国際的な相互承認の進展、環境規制に関する国際的な取り組みの進展等、航空機検査制度を取り巻く内外の情勢は大きく変貌しております。また、昨年三月に閣議決定されました規制緩和推進計画におきましても、諸外国の制度を踏まえて、航空機検査制度の見直しを行うこととされており、これを受けて、航空審議会におきまして、さらなる航空機の安全性の向上に資する観点から御審議いただき、昨年十二月には、国際化等時代の要請に対応した航空機検査制度のあり方について「答申をいただいた」ところであります。

こうした情勢変化を踏まえ、かつ世界的な動向に沿いまして、個々の航空機等の検査につきましては、民間事業者の能力及び輸出の証明の活用を進めることとし、国は、設計の検査、安全確保等に必要なる情報の収集、提供等の業務に重点を移していくことによりさらなる航空機の安全性の向上を図るとともに、航空機の環境規制につきましても、国際民間航空条約に基づく国際標準に準拠し、発動機の排気物規制の導入等により国際的な環境規制との整合化を図るほか、国民負担の軽減に資するための規制の簡素化、合理化を図るため、この法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、航空機の安全性等に係る国の証明制度において、民間事業者の能力及び輸出の証明を活用することにより、国の検査を省略できる範囲を拡大することとしております。

第二に、国際民間航空条約に基づく国際標準に準拠して、航空機の発動機の排気物を規制するための所要の規定を整備することとしております。

第三に、航空機の安全性、騒音及び発動機の排気物についての国の証明を一本化する等、規制の簡素化、合理化を行うこととしております。

以上が、関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案、新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案及び航空法の一部を改正する法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○辻委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時散会

関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律案

関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七條を次のように改める。

(事業の実施の特例)

第七條 前条第一項第一号の事業のうち、運輸大臣が航空輸送需要に対応するため緊急に行う必要があると認めて、当該事業が行われる区域を告示したもの(以下「特定事業」という)は、特定事業に係る空港用地の造成及び処分(以下「特定用地造成事業」という)について次に掲げることに従って行われなければならない。

一 運輸大臣が指定する者(以下「指定造成事業者」という。)が当該空港用地の造成を行うこと。

二 指定造成事業者は、当該空港用地を会社に貸し付け、当該貸付けの終了後会社に譲渡すること。

三 指定造成事業者は、第三条第一項の基本計画に適合するものでなければならない。

第七條の次に次の三條を加える。

(指定造成事業者)

第七條の二 前条第一項第一号の規定による指定は、次の要件を備える法人の申請があつた場合において、行うものとする。

一 申請者が会社及び地方公共団体が出資した法人であつて特定用地造成事業を行うことを目的とするものであること。

二 申請者が特定用地造成事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められる者であること。

三 申請者が特定用地造成事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められる者であること。

四 指定造成事業者は、特定用地造成事業の開始前に、運輸省令で定めるところにより、会社と協議して、特定用地造成事業の実施に関する計画を定め、これを運輸大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

五 指定造成事業者は、毎営業年度の開始前に(前条第一項第一号の規定による指定を受けた日の属する営業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、運輸省令で定めるところにより、当該営業年度の事業計画を運輸大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

六 運輸大臣は、特定用地造成事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定造成事業者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第七條の三 運輸大臣は、指定造成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第七條第一項第一号の規定による指定を取り消すことができる。

一 特定用地造成事業を適正に行うことができないと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 前条第四項の規定による命令に違反したとき。

(事業の実施の特例に係る出資等)

第七條の四 会社及び地方公共団体は、特定用地造成事業を行うことを目的とする法人に対して出資することができる。

2 政府は、予算の範囲内において、会社に対して、前項の規定による出資に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

第十條中「会社に対し」の下に、「第七條の四第二項の規定によるものはかを加える。

第二十三條第三項中「第一項」の下に「又は第二項を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定造成事業者から特定用地造成事業に関し報告をさせ、又はその職員に、指定造成事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十四條を次のように改める。

(協議)

第二十四條 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三條第一項の基本計画を定めようとするとき。

二 第四條第四項、第六條第三項(同条第一項第六号の事業に係るものに限る。)、第十七條、第十八條第一項、第十九條又は第二十條

第一類第十号 運輸委員会議録第六号 平成八年四月五日

(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。の認可をしようとするとき。

三 第七條第一項の規定により告示する区域を定めようとするとき。

四 第七條第一項第一号の規定による指定又は第七條の三の規定による指定の取消しをしようとするとき。

第二十七條中「第二十三條第一項」の下に「又は第二項を加え、「同項」を「これらの」に改め、「会社」の下に「及び指定造成事業者」を加える。

第二十八條に次の一項を加える。

2 第七條の二第四項の規定による命令に違反した場合においては、その違反行為をした指定造成事業者の役員は、百万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第十九号の二中「及び」を「並びに」に改め、「事業の用に供する不動産で政令で定めるもの」の下に「及び同法第七條第一項第一号に規定する指定造成事業者が同項第二号に掲げる事業の用に供する不動産で政令で定めるもの」を加える。

第三百四十九條の三第二十八項中「かつ」を「又は」に改め、同項中「第七條第一項第二号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち」に改める。

理由

今後の航空輸送需要に適切に対応するため、関西国際空港の設置及び管理の事業のうち緊急に行う必要があると認められるものの実施の特例を定め、その実施を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「東京都を「千葉県」に改める。

第十二條第一項本文を次のように改める。

総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第二十七條第三項中「かつ」の下に「財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書及び決算報告書」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四條第一項の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に新東京国際空港公団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

3 改正後の第二十七條第三項の規定は、平成七年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。

理由

新東京国際空港公団と地域住民との相互理解の増進と信頼関係の確立を図り、あわせて、東京一極集中の是正等に資するため、新東京国際空港公団の主たる事務所の所在地を東京都から千葉県に変更するとともに、財務内容の公開等について所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

航空法の一部を改正する法律案

航空法の一部を改正する法律案

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「第十九條第一項本文」を「第十九條第一項」に改める。

第十條第四項中「の強度、構造及び性能が、運輸省令で定める安全性を確保するための技術上の」を「が次に掲げる」に改め、「どうかを」の下に「設計、製造過程及び現状について」を加え、「これ」を「これらの基準」に改め、ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 運輸省令で定める安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準

二 航空機の種類、装備する発動機の種類、最大離陸重量の範囲その他の事項が運輸省令で定めるものである航空機にあつては、運輸省令で定める騒音の基準

三 装備する発動機の種類及び出力の範囲その他の事項が運輸省令で定めるものである航空機にあつては、運輸省令で定める排気物の基準

第十條第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、運輸大臣は、次に掲げる航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。

一 第十二條第一項の型式証明を受けた型式の航空機(初めて耐空証明を受けようとするものに限る。)

二 政令で定める輸入した航空機(初めて耐空証明を受けようとするものに限る。)

三 耐空証明を受けたことのある航空機

6 第四項の規定にかかわらず、運輸大臣は、前項の航空機のうち次に掲げるものについては、現状についても検査の一部を行わないことができる。

一 前項第一号に掲げる航空機のうち、第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、運輸省令で定めるところにより、第四項の基準に適合することを確認した航空機

二 前項第一号に掲げる航空機のうち、政令で定める輸入した航空機

三 前項第三号に掲げる航空機のうち、第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る整備及び整備後の検査をし、かつ、運輸省令で定めるところにより、第四項の基準に適合することを確認した航空機

第十條の二第二項中「第五項」を「第七項」に改める。

第十二條第二項中「その強度、構造及び性能について」を削る。

第十三條の次に次の一条を加える。

第十三條の二 運輸大臣は、申請により、型式証明を受けた型式の航空機の当該型式証明を受けた者以外の者による設計の一部の変更について、承認を行う。

2 前項の承認を受けた設計に係る航空機の型式の設計は、第十條第五項及び第六項の規定の適用については、型式証明を受けたものとみなす。

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認を受けた設計の変更をしようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。第十條第四項の基準の変更があつた場合において、当該承認を受けた設計が同項の基準に適合しなくなつたときも同様とする。

4 前條第二項の規定は、運輸大臣がする第一項及び前項の承認について準用する。

第十四條の二中「航空機が」の下に「第十條第四項の基準に適合せず、又は」を加え、「第十條第四項の」を「同項の」に改める。

第十五條を次のように改める。

(耐空証明の失効)

第十五條 次の各号に掲げる航空機の耐空証明は、当該各号に定める場合には、その効力を失う。

一 登録航空機 当該航空機の抹消登録があつた場合

二 第十條第四項第二号に規定する航空機 当該航空機が航空機の用に供してはならない航空機として騒音の大きさその他の事情を考慮して運輸省令で定めるものに該当することとなつた場合

第十六條第一項中「用いてする」の下に「運輸省令で定める範囲の」を加え、同條第四項中「第十條第四項」を、運輸省令で定めるところにより、第十條第四項各号に改める。

第十七條第二項中「その強度、構造及び性能について第十條第四項」を「第十條第四項第一号」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 第一項の整備品であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前條第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

一 第二十條第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、運輸省令で定めるところにより、第十條第四項第一号の基準に適合することを確認した整備品

二 第二十條第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、運輸省令で定めるところにより、第十條第四項第一号の基準に適合することを確認した当該認定に係る航空機の整備品

三 第二十條第一項第五号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、運輸省令で定めるところにより、第十條第四項第一号の基準に適合することを確認した整備品

四 運輸省令で定める輸入した整備品

第十七條第四項を削り、同條第五項中「及び第三項の確認を」(前項の規定により受けたものとみなされた予備品証明を含む。)に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項を削る。

第十九條第一項中「次條第一項」を「次條」に、「第十條第四項」を「第十條第四項第一号」に改め、ただし書を削り、同條第二項中「前項本文」を「前項」に改める。

第十九條の二第二項中「航空機の整備又は改造の能力が運輸省令で定める技術上の基準に適合することについて事業場ごとに行う運輸大臣を」次條第一項第三号の能力について同項に、「第十條第四項」を「第十條第四項各号」に改め、同條第二項を削る。

第二十條の前の見出しを削り、同條を次のように改める。

(事業場の認定)

第二十條 運輸大臣は、申請により、次に掲げる一又は二以上の業務の能力が運輸省令で定める技術上の基準に適合することについて、事業場ごとに認定を行う。

- 一 航空機の製造及び完成後の検査の能力
- 二 航空機の整備及び整備後の検査の能力
- 三 航空機の整備又は改造の能力
- 四 整備品の製造及び完成後の検査の能力
- 五 整備品の修理又は改造の能力

2 前項の認定に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第二十條の二から第二十條の五までを削る。

第二十一條中、「型式証明書及び騒音基準適合証明書を」と及び型式証明書を「提示」を「提示」に、「予備品証明、騒音基準適合証明及び前條第一項の検査」と及び予備品証明に改める。

第五十九條第二項を削る。

第百三十一條中「左に」を「次に」に改め、「騒音及び」の下に「発動機の排出物並びに」を加え、「第二十條の二第一項若しくは第二項、第二十條の三第一項」を削り、「同條第五項」を「同條第七項」に改め、「第二十條第一項の規定による騒音基準適合証明、同條第四項の騒音基準適合証明書を」を削る。

第百三十四條第一項中「若しくは製造を」、製造若しくは検査に改め、同項第一号中「又は製造を」、製造又は検査に改める。

第百三十五條第六号を次のように改める。

六 第二十條第一項の認定を申請する者 第百三十五條第七号及び第八号を削り、同條中第九号を第七号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同條第十四号中、「騒音基準適合証明書を」削り、同條を同條第十二号とし、同條第十五号から第二十四号までを二号ずつ繰り上げる。

第百四十三條第三号中「第十九條」を「第十九條第一項」に、「同條本文」を「同項」に改め、同條第四号及び第五号を削る。

第百四十三條の二第一号及び第二号中「技術上の」を削る。

第百四十五條第四号中「第五十九條第一項又は第二項」を「第五十九條」に改める。

別表一 等航空整備士の項、二等航空整備士の項、三等航空整備士の項及び航空工場整備士の項中「第十九條第一項本文」を「第十九條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五條の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(耐空証明に關する経過措置)

第二條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の航空法(以下旧法という。)第十條第一項又は旧法第十條の二第二項の規定による耐空証明を受けている航空機(旧法第二十條第一項に規定する航空機にあつては、同項の規定による騒音基準適合証明を受けているものに限る。)は、この法律による改正後の航空法(以下新法という。)第十條第一項の規定による耐空証明を受けたものとみなす。この場合において

て、新法第十四条の耐空証明の有効期間の起算日は、旧法の規定による耐空証明の有効期間の起算日とする。

2 前項の規定により新法の規定による耐空証明を受けたものとみなされた航空機次項及び次条第一項において「旧証明航空機」という。について、旧法第十条第三項（旧法第十条の第二項において準用する場合を含む。）又は旧法第二十条第二項の規定により指定された事項及び旧法第十条第五項（旧法第十条の第二項において準用する場合を含む。）の規定により交付された耐空証明書（旧法第二十条第一項に規定する航空機にあっては、当該耐空証明書及び同条第四項の規定により交付された騒音基準適合証明書）は、運輸省令で定めるところにより、それぞれ新法第十条第三項の規定により指定された事項及び同条第七項の規定により交付された耐空証明書とみなす。

3 旧証明航空機（新法第十条第四項第二号又は第三号に規定する航空機に限る。）が受けたものとみなされた新法の規定による耐空証明は、この法律の施行の日から一年を経過したときは、その効力を失う。ただし、運輸大臣が、運輸省令で定めるところにより、当該航空機について新法第十条第四項第二号又は第三号の基準に適合すると認めるときは、この限りでない。

4 この法律の施行の際現にされている旧法第十条第一項若しくは旧法第十条の第二項の規定による耐空証明の申請又は旧法第二十条第一項の規定による騒音基準適合証明の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第十条第一項又は新法第十条の第二項の規定による耐空証明の申請とみなす。

第三条 旧証明航空機の使用者は、運輸省令で定めるところにより、当該航空機について旧法第十条第五項（旧法第十条の第二項において準用する場合を含む。）の規定により交付された耐空証明書（旧法第二十条第一項に規定する航空機にあっては、当該耐空証明書及び同条第四項

の規定により交付された騒音基準適合証明書）を新法第十条第七項の耐空証明書と引き換えることができる。

2 前項の規定により耐空証明書を引き換えようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（型式証明に関する経過措置）
第四条 この法律の施行前に旧法第十二条第一項の規定による型式証明を受けた航空機の型式の設計のうち、新法第十条第四項第二号又は第三号に規定する航空機に係るもの以外のものは、新法第十二条第一項の型式証明を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十二条第一項の規定による型式証明を受けた航空機の型式の設計（前項に規定するものを除く。次条第一項において「特定型式設計」という。）は、次条第一項の規定による承認を受けたときは、新法第十二条第一項の型式証明を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現にされている旧法第十二条第一項の規定による型式証明の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第十二条第一項の規定による型式証明の申請とみなす。

第五条 運輸大臣は、特定型式設計について旧法第十二条第一項の規定による承認を受けた者の申請により、運輸省令で定めるところにより、当該設計が運輸省令で定める新法第十条第四項第二号又は第三号の基準に相当する基準に適合することについて承認を行う。

2 前項の規定による承認を申請しようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（修理改造検査等に関する経過措置）
第六条 この法律の施行の際現にされている旧法第十六条第一項若しくは第二項又は旧法第二十条の五第一項の規定による検査の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第十六条第一項又は第二項の規定による検査の申請とみなす。

（予備品証明に関する経過措置）
第七条 この法律の施行の際現に旧法第十七条第一項の規定による予備品証明を受けている装置品は、新法第十七条第一項の規定による予備品証明を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十七条第三項の規定によりした確認であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第十七条第三項第三号の規定によりした確認とみなす。

（事業場の認定に関する経過措置）
第八条 この法律の施行前に旧法第十七条第三項又は旧法第十九条の第二項の規定により受けた認定は、運輸省令で定めるところにより、それぞれ新法第二十條第一項第五号又は第三号の能力について同項の規定により受けた認定とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第十条第三項又は旧法第十九条の第二項の規定による認定の申請は、それぞれ新法第二十条第一項第五号又は第三号の能力についての同項の規定による認定の申請とみなす。

（騒音基準の適用に関する経過措置）
第九条 次に掲げる航空機については、新法第十条第一項の耐空証明、新法第十六条第一項の検査又は新法第十九条の二の確認に係る新法第十条第四項第二号の基準は、当該航空機について旧法第二十条の三第三項本文の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第二十条第三項の基準とする。ただし、当該航空機が新法第十五条第二号に規定する航空機に該当することとなった場合は、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に旧法第二十条第一項の規定による騒音基準適合証明を受けている航空機であつて、旧法第二十条の三第二項の規定により当該騒音基準適合証明がなおその効力を有することとされたもの又は同条第三項本文の規定により当該騒音基準適合証明に係る旧法第二十条第三項の基準がなお従前の例によることとされたもの

二 この法律の施行の際現に旧法第二十条第一項の規定による騒音基準適合証明を受けていない航空機であつて、旧法第二十条の三第二項の規定によりその受けた騒音基準適合証明がなおその効力を有することとされた航空機と同一の型式のもののうち、運輸省令で定める航空機

（罰則に関する経過措置）
第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部改正）
第十二条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二項中、「第二十条の二を削る。」
第十三条 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二百七条第一項中、「第二十条の二を削る。」
（運輸省設置法の一部改正）
第十四条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第三十七号及び第五十号第三号の二「騒音基準適合証明」を「航行に起因する障害の防止に関する航空機の証明及び検査」に改める。

理由

航空機の安全確保等に関する民間事業者の能力の向上、航空機の検査制度を取り巻く国際情勢の変化等にかんがみ、民間事業者又は外国が行う検査等により、耐空証明等における国の検査を省略できる範囲を拡大するとともに、航空機の発動機の排出物の規制を行うこととする等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成八年四月十日印刷

平成八年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局